



令和7年4月開所分

令和6年度横浜市横浜保育室認可保育所移行支援事業

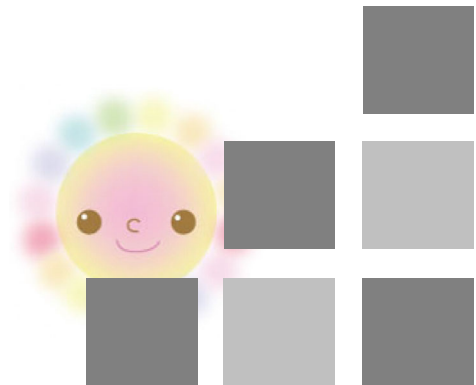
# 募集要項

## (1次募集)

募集期間：令和6年1月29日(月)～令和6年2月13日(火)

※新型コロナウイルス感染症等の状況により、選考スケジュールやその後のスケジュールに変更が生じる場合があります。

横浜市こども青少年局  
保育・教育部こども施設整備課  
〒231-0005  
横浜市中区本町6-50-10  
横浜市役所13階  
TEL：045-671-4146  
横浜保育室認可移行支援事業担当



# 目 次

1	移行支援事業の目的	1
2	対象事業者	1
3	事業の申請について	1
4	移行後の施設規模（受入れ児童等）について	1
5	施設長予定者について	2
6	職員（保育士）について	3
7	施設等の基準について	3
8	補助内容について	6
9	入札・工事等について	8
10	建物・設備基準の一部緩和について	8
11	保育所認可に必要な資金等について	8
12	保育内容等について	9
13	保護者等への説明について	10
14	近隣対応について	11
15	連携施設の設定について（乳児認可保育所が対象）	11
16	留意事項	12
17	面接について	13
18	ダウンロードアドレス一覧	15
19	資料	16

**認可保育所の設置については「保育所整備の手引き」も参照してください。**

## 【停止条件】

本事業に関する補助金は、令和6年度の保育所等整備事業に関する予算が横浜市会において可決されることを前提に行うものです。そのため、当該予算の可決を停止条件としています。

## 【昨年度からの主な変更点】

### ■事業スケジュールについて

令和6年4月から建設業の時間外労働の上限規制が適用されるため、週休2日を採用した工事期間の設定について、諸条件に加えました。

# 募集概要

## 1 移行支援事業の目的

本事業は子ども・子育て支援新制度の施行により、横浜保育室(横浜保育室事業実施要綱(平成9年4月1日福保推第18号)第2条第1号に定める施設をいう。以下同じ)を運営する事業者又はその関連法人が、横浜保育室を運営する現在の建物では新制度への基準に対応できず、かつ、認可保育所への移行を目指す場合において、移転や改修等に必要な経費の一部を補助し、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を支援することを目的として実施するものです。

## 2 対象事業者

次のいずれかに該当する事業者を対象事業者とします。

### (1) 現に横浜保育室を運営する事業者

事業申請時点において、「横浜保育室認可移行計画書」が提出され、施設整備を伴う計画について市長の承認を受けており、かつ、次の全てに該当する事業者。

ア 法人格を有するもの(次に該当するものを除く)。

(ア) 政治的な目的のために結成されたもの。

(イ) 横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人又は暴力団員等と密接な関係を有するもの。

イ 申請時点において、良好な内容で保育施設等を運営していること。

ウ 保育所を設置・運営するにあたって、必要な資力・信用があること。

エ 児童福祉法第35条における欠格事由を有しないこと。

(例：不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと)

オ その他、市長が不相当と認める事由を有しないこと。

### (2) (1) に該当する横浜保育室を運営する事業者の関連法人(以下「関連法人」という)

現に横浜保育室を運営する事業者の役員(理事若しくは、取締役)と同一の役員若しくは社員等が認可保育所を運営する法人に所属しており、両法人が運営する保育施設等が(運営若しくは、人事において)相互に連携して運営されている若しくは、今後連携されると認められ、かつ、前項アからエ(ただし、イの「保育施設等」については「認可保育所」、「認定こども園」、「幼稚園」に限る。)に該当する法人。

## 3 事業の申請について

事業申請は、保護者の合意が得られた後に行ってください。

移転を伴う場合、運営委員会及び保護者会等で利用者が移転先について合意が得られていること。事前にこども施設整備課と相談を行い、運営委員会等に移転先候補地として正式に諮ってください(目安として、事業対象施設から概ね10分圏内であり、最寄りの鉄道駅の変更がない範囲が望ましい)。

## 4 移行後の施設規模(受入れ児童等)について

移行後は、定員20人以上の認可保育所としますが、横浜保育室は低年齢児を対象とした施設であるこ

とから、希望する場合は、乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない低年齢児を対象とした認可乳児保育所への移行も応じられます。

## 5 施設長予定者について

### (1) 要件

常勤者(※)かつ他の職務と兼務しない者であり、以下のア～オのいずれかに該当することとします。ただし、面接等において不適切と判断される場合は交代をお願いする場合があります。なお、施設長予定者は原則保育士資格を有する者としてください。

また、保育所等での施設長経験が無い者については、厚生労働省主催の「初任保育所長等研修」を開所までに修了することを望ましい要件とします。

(※ここでいう常勤とは1日6時間以上かつ月20日以上勤務とします。ただし、給付費申請では月160時間以上を常勤としているので、ご注意ください。)

ア 保育所等(保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業、企業主導型保育事業をい、認可外保育施設を除く。以下同じ。)において、施設長、園長又は保育責任者の実務経験(※1)を2年以上有する者。

イ 以下のa又はbに該当する者。ただし、主任保育士として、「保育士等キャリアアップ研修」(※2)を開所までに修了している者を配置すること。

a 第一種社会福祉事業において、施設長の実務経験を2年以上有する者。

b 学校教育法に定める小学校において、校長の実務経験を2年以上有する者。

ウ 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験(※3)を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を3年以上有する者。

エ 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を1年以上有する者。ただし、開所までに「保育士等キャリアアップ研修」を修了すること。

オ 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を10年以上有する者。

※1 経験年数は、令和7年3月31日時点(見込みも含む)で計算すること。

※2 「保育士等キャリアアップ研修」の内、「マネジメント」及び専門分野(乳児保育、幼児保育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援)から3分野を受講すること。

※3 保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験とは、保育所等における有資格で常勤としての勤務経験とする。

### (2) 給与の上限

子どもの処遇や職員の待遇に配慮するためには、施設長や職員の適正な給与水準を維持することが必要です。施設長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図って設定してください。

### (3) 法人又は本人都合による交代

応募後から開所までの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になることから、原則として認めません。また、開所後3年間については、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、施設長の変更は原則(※)として認めません。

※例外として認められる場合については下記要件をすべて満たすことが必要となります。

・施設長が疾病、介護等により勤務が困難と判断される場合であること

・新施設長がアの要件を満たすこと。

・法人代表及び新施設長を対象とした面接を実施し、現在の施設長と同等以上の水準であることが確認できること。

※3年間を経過した後の施設長変更であっても、開所後3年間に施設長を複数回変更するなどした場合には、上記要件を満たした場合にはのみ変更を認めることがあります。

## 6 職員（保育士）について

本事業で整備する認可保育所の保育士配置基準は次のとおりとしてください。横浜保育室事業では保育従事者に関し、保健師、助産師又は看護師についても有資格者として換算していましたが、認可保育所においては配置基準に換算できる資格は、原則「保育士」のみとなります。

- ・ 保育士（施設長除く、主任保育士含む）は、実務経験者※を3割以上配置してください。

※実務経験者とは、保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業、企業主導型保育事業での、保育士又は保育教諭としての実務経験が1年以上ある者とします。

- ・ 安定した保育を提供するため、職員の配置換えについては、特段の理由がない限り短期間での異動は行わないよう努めてください。
- ・ 原則、常勤職員とします。やむを得ず短時間職員（1日6時間未満又は月20日未満勤務）を充てる場合には、常勤職員1人あたりの勤務時間数を上回るように、短時間職員を配置することとします。（例：月80時間の短時間職員の場合は2人分で、常勤職員の1人分として算定します）
- ・ 主任保育士を配置してください。
- ・ 0歳児3人につき1人以上、1歳児4人につき1人以上、2歳児5人につき1人以上、3歳児15人につき1人以上、4歳以上児24人につき1人以上の保育士を配置してください。  
なお、上記は横浜市条例の規定のため、国の定めた基準とは異なります。
- ・ 「保育士の確保」については、事前に具体的な計画を立ててください。また、保育士確保の状況について、開所前年度10月以降に保育士確保状況調査を実施します。

## 7 施設等の基準について

### （1）施設計画及び仕様について

ア 近隣に十分配慮した計画としてください（園舎・園庭配置、日影、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音対策、調理室からの臭気対策等）。

イ 事業計画については関係法令等を遵守してください。

- ・ 建築基準法及び横浜市建築基準条例
- ・ バリアフリー法及び横浜市福祉のまちづくり条例
- ・ 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・ その他事業に関係する関係法令・指針等全般（消防法、食品衛生法、横浜市開発事業の調整等に関する条例、不動産登記法等）
- ・ 保育所整備の手引き（令和3年8月版）

ウ 横浜市との調整に備え、柔軟な定員構成に対応できるよう、可動式間仕切りを用いる等の間取り・設備を検討してください。

エ その他要件は以下のとおりです。

- ・ 実施設計内容の審査を、7月12日（金）までに開始できるよう、準備を行うこと。

※実施設計審査開始が遅れるほど工事工期に影響が及ぶこととなるため、開所までに工事が終わらないことを避けるためにも期限厳守をお願いします。

- ・実施設計審査の開始は、建築確認済証の取得後になります。
- ・実施設計審査に取り組むにあたり、「資料 14 設計・施工の際の留意事項」記載のリスク・確認事項等を考慮のうえ、保育を行う場として安全性を確保してください。
- ・実施設計審査を行う段階においては、設計事務所との契約などにより原則完了検査まで同一の設計事務所が対応する体制を取るようお願いします。
- ・実施設計審査においては精度の高い状態で臨むようお願いします。

※例年、精度の低い状態で実施設計審査に臨み、想定よりも大幅に実施設計審査の期間を要する事業者がおります。他事業者への審査に影響等が発生してしまいますので、設計資料作成の際は健康福祉局監査課所管の施設整備監査の手引きを参照いただき、精度の高い状態で臨むようにしてください。

著しく実施設計審査に時間を要する場合には、補助金交付決定が認められない場合がありますので、ご注意ください。

- ・移行する施設は建築基準法に基づく検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物の中から選定してください（検査済証がない場合は、「建築確認申請（計画通知）台帳記載証明書」を提出していただき、検査済証受付年月日の記載があることを確認します）。

検査済証の交付を受けていない建物の場合にあつては、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」等を利用して建築基準関係規定への適合が確認できる、またはできる見込みであることを確認してください（検査済証の交付を受けていない建物の場合は、事前に担当までご相談ください）。

- ・新耐震基準を満たし、耐震上問題がないことをご確認ください（昭和 56. 5. 31 以前に建築確認済証が交付され着工した建物又は、昭和 56. 6. 1 以降で検査済証の交付を受けていない建物の場合は、耐震判定機関等により耐震診断の結果の妥当性について評価を実施した報告書又は、耐震改修計画の妥当性について評価を受け改修が完了したこと若しくは完了する見込みであることがわかる書類等を提出してください）。
- ・補助金事業であることを踏まえ、補助対象工事費の著しい増加を伴う華美な設計等とならないように留意してください。

オ 設計者の選定は円滑に事業を履行できるように、可能な限り、横浜市の公共施設の設計や補助事業の設計実績がある方としてください。また、令和 7 年 2 月 28 日（金）までに本市の完了検査を実施できるように計画をしてください。

**【参考】 保育所の標準的な仕様について**

**(ア) 施設規模**

		0～1歳	2～5歳
設備運営基準	保育室	3.30 m <sup>2</sup> /人	1.98 m <sup>2</sup> /人
	屋外遊戯場	—	3.30 m <sup>2</sup> /人
	その他	医務室、調理室、便所、遊戯室	

※働きやすい職場づくりにむけて、保育士休憩室、更衣室（男女別）の確保をお願いします。

**(イ) 建物構造**

可能な限り「木造」としてください。

**(ウ) 主な仕上げや仕様**

保育室等、園児が利用する場所は積極的に「木質化」に取り組んでください。

場所等	部位	仕上げ、仕様等
保育室等	床	天然木複合フローリング

	壁	壁 天然木パネル（腰壁）※内装制限に留意してください。
	その他	こどもの安全への配慮（指はさみ、コンセント、柱等の角）
屋根	—	太陽光発電設備の導入
開口部	—	断熱サッシ、複層ガラスの導入
便所	—	多目的トイレ（オストメイト対応の水栓器具設置）の設置 2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個を設置
設備	—	省エネタイプ給湯器の導入（2次熱交換機タイプ等）
照明	—	人感センサー付き照明機器の導入
遊具	プール	屋外遊戯場の有効利用の観点から、組立式プール（ユニットプール）が望ましい。

## （2）保育室等について

ア 保育室等、認可にあたって面積基準が定められている室の面積算定は、**有効面積**（内法面積から、下記の造り付け・固定造作物を除いた面積）とします。

イ 保育室面積から除く造り付け・固定造作物

- ・ 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚等
- ・ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものは除く）
- ・ 手洗い器、ピアノ

ウ 保育室等の面積は、**壁芯・内法・有効の各面積**を算定してください（異年齢を1室の保育室とする場合も、各年齢別に面積を算出すること）。

その他の面積は、**壁芯面積**を算定してください。

エ 屋外遊戯場は幼児1人あたり3.3㎡以上を確保してください。ただし、基準面積を確保できない場合、近隣公園等（児童の歩行速度で5分程度（概ね300m以内））で基準面積に相当する面積を有し、市長が特に必要と認めた場合については、基準面積の2分の1を限度に面積を減ずることがあります。

オ 0歳児を合同保育室で保育する場合は、ベビーゲート等で他年齢児と保育スペースを区画し、安全性に十分配慮した設計としてください。

カ 園児が安全・安心して過ごすため、保育従事者が保育しやすいレイアウトにしてください。（動きやすい動線、園児に目が届きやすい等）

キ 手洗用設備は保育室内に設置してください。また調理員専用の手洗用設備についても衛生管理の観点から調理室内に設置してください。

ク 各所管庁への届け出（消防設備関係、給食設備の届け出等）は事業者の責任で手続きを行ってください。

## （3）送迎について

ア 近隣地域と交通問題を生じさせないために、できる限り送迎車両の停車スペースを確保してください。

イ 敷地内に駐車場を整備する場合には、車いす利用者用駐車区画を1以上設けてください。

ウ 駐車場を整備する際の台数は、物件の立地特性等を勘案し、計画してください。

エ 保育園の駐車場を利用しない保護者の車両（自転車、ベビーカーは除く）による送迎は、近隣へ配慮した計画としてください。近隣住民からの要望があった際は、保護者と協議し、車による送迎を禁止するなどの対応を検討してください。

オ 駐輪スペースも適宜設けていただくようお願いいたします。

また、送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導にあたらせる等、違法駐輪による問題や交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じてください。

#### (4) 仮設園舎について

工事中に仮設園舎を設ける場合においては、横浜保育室事業実施要綱第5条に適合し、次のすべてに該当するよう計画してください。

ア 建築確認済証及び検査済証の交付が確認できること。

イ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。

(昭和56年5月31日以前に建築確認済が交付され着工した建物については、耐震調査を実施し耐震上問題がないことが確認された建物であること又は耐震補強済建物であること)

## 8 補助内容について

### (1) 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、既存の建築物の改修等に係る経費（認可保育所の定める基準を満たすために必要な内装改修費、移転費、仮設園舎設置費、工事中の賃借料）とし、次に掲げる費用は含みません。

ア 現在運営する横浜保育室の現状復旧費用及び解体撤去費用

イ 施設を建設する費用（躯体工事費）

ウ 事業者には帰属しない部分に係る費用（賃借建物のエレベーター、屋外階段等）

エ 土地の買収又は整地（造成や擁壁設置等）に要する費用

オ 既存建物（集合住宅の場合の区分所有権を含む。）の買収に係る費用

カ 設計費

キ 敷金、保証金等の預かり金となるもの

ク 消耗品費

ケ 植栽（芝を含む）

コ その他整備として適当と認められないもの

### (2) 補助金額（限度額）及び補助率

補助金額の上限及び補助率は、次表のとおりです。

	内装改修費等 (工事監理費・ 備品費・大型遊具 設置費を含む)	移転費 (仮移転を含む)	仮設園舎設置費	工事中の賃借料 (月額)
建替え	○	○	○	×
移転改修	○	○	×	○
既存施設改修	○	○	○	×
補助基準額 (上限額)	建替え・移転改修 6,000万円 既存施設改修 1,000万円	建替え・既存施設改修 240万円 移転改修 120万円	仮設園舎設置 (リース料、 工事費共) 380万円	100万円 ※期間中1か月未満の 月の賃借料については、 その月の実日数にて 日割計算する。
補助期間	事業実施年度			工事期間
補助率	3/4	4/4	4/4	1/2



- (注1) 補助事業は、1事業所1回のみ申請可能です。事業は年度内完了（保育所開所まで）を原則とします。
- (注2) 工事費（内装整備費）が上限額を超える場合は、工事監理費、備品費、大型遊具設置費については、補助対象となりません。
- (注3) 備品は1品5,000円以上のものとし、1人当たり実行備品単価（実行備品単価が32,000円を超える場合は32,000円とする）に定員を乗じて得た額を補助対象限度額とします。
- (注4) 大型遊具は1品10万円以上のものとし、補助対象限度額は350万円以内とします。

### (3) 0歳児未設定加算について

令和3年度から、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳の定員を設けない場合に補助金額の増額を行います。

補助基準額×補助率	300万円×3/4
-----------	-----------

### (4) 休憩室等設置加算について

休憩室等（※1）の機能を備え、専用に区画された居室を次に定める基準面積以上に確保した場合について、補助金額の増額を行います。

定員数		休憩室等基準面積	補助基準額×補助率
建替え又は移転改修	定員90人以上	24㎡以上	430万円×3/4
	定員50人以上89人以下	18㎡以上	330万円×3/4
	定員36人以上49人以下	14㎡以上	260万円×3/4
	定員20人以上35人以下	10㎡以上	190万円×3/4
既存施設改修		下記ア、イを満たすこと ア 上記の定員数に該当する面積を満たすこと。 イ 改修前後で休憩室等の面積が6㎡以上拡大されていること。	100万円×3/4

※1 休憩室等とは、保育者のための休憩室・更衣室や、職員同士のコミュニケーションを図る場及び職員面談等を行う場としての機能を有する居室を対象とします。

※2 既存施設の改修等については、既に基準面積以上の休憩室等を確保している場合は加算対象外とします。

### (5) 補助事業スケジュール（予定）について

今後の事業実施スケジュールは、次のとおり予定しています。

事業は令和6年度内に完了するものとし、移行後の認可保育所は、横浜市が特に前倒し開所を必要とする場合を除き、令和7年4月開所とします。

年度	R5				R6								R7			
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
建替え・移転改修・既存施設改修 (第1次募集)	相談期間	書類提出	審査期間	結果通知	躯体工事(約8か月) 設計・設計審査・入札・着工 内装工事(約3.5か月)								施設検査	施設開所		
建替え・移転改修・既存施設改修 (第2次募集)	相談期間			書類提出	審査期間	結果通知	躯体工事(約7か月) 設計・設計審査等・入札・着工 内装工事(約3か月)								施設検査	施設開所
(参考) 自主財源整備(整備費補助なし)	相談期間	事前協議	審査期間	結果通知	躯体工事(約6.5か月程度) 着工 内装工事(約5.5か月程度)								施設検査	施設開所		

工期は週休二日を前提とした実工期の算出に加え、準備期間及び後片付け期間を考慮するなど、適切

に設定してください。

(注1) 詳細スケジュールは、資料2をご確認ください。

(注2) 自主財源整備のご相談は随時行っております。

## 9 入札・工事等について

### (1) 工事施工業者等の選定（入札の実施）について

補助金の交付を受ける工事の施工業者等の選定にあたっては、次に掲げる点を遵守してください。不正な行為や条件違反があった場合は、市は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

ア 市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」及び「横浜市補助金等の交付に関する規則」に基づいて入札・契約を実施すること。

イ 工期は週休二日を前提とした実工期の算出に加え、準備期間及び後片付け期間を考慮するなど、適切に設定すること

ウ 公益性・公平性の確保、法令の遵守等に特段の配慮をもって臨むこと。

エ 工事等の前払い、部分払いの有無などの支払い条件にあたっては、指名通知書や現場説明書等に明記すること。なお、支払い割合、支払い時期については、入札後、工事契約事業者と協議して決定し契約書を作成すること。

オ 補助事業の公益性・公平性に鑑み、次の行為は行わないこと。

- ・法人の役員、社員、寄附者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札に参加させること。
- ・入札参加予定者やその関係者と事前に接触すること。
- ・その他公益性・公平性を損なうこと。

カ 入札の実施に関して疑義がある場合は、必ず市と協議すること。

### (2) 工事について

工事施工にあたっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意し、次に掲げる点を遵守してください。

ア 近隣・地域への影響に配慮すること。

イ 建物完成後、新園の開所前に飲料水の水質検査及び、「横浜市建築局所管工事揮発性有機化合物(VOC)等の室内濃度測定マニュアル」に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施し、いずれも基準値以下であることを確認すること。

ウ 開発・宅造許可を要する土地案件の場合、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障が無いように計画すること。

## 10 建物・設備基準の一部緩和について

保育所は、「横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第4条」に基づき横浜市福祉のまちづくり条例の基準適合を求めています。一部緩和（資料13）の検討もできます。予めご相談ください。

## 11 保育所認可に必要な資金等について

(1) 社会福祉法人以外の法人が保育所を設置する場合は、次の条件を遵守してください。

ア 年間事業費の1/12以上の運転資金を確保すること（学校法人は除く）。

イ 協議時点で直近の2年連続して損失を計上していないこと。

ウ 不動産の貸与を受けて事業を行う場合は、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有している

こと。

エ 整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれること。

オ ア及びウの資金は、自己資金（開所後の保育所の委託費収入等を充当して返済することの無い資金）として確保が必要です。関連会社からの借り入れにより資金を調達する場合であっても、開所後に保育所の施設会計に借入金として計上し、返済することは認められません（「法人本部の借入金」として自己資金に含め、法人の他の事業等により返済することは可能です）。

(2) 横浜保育室の繰越金の取扱いについて（資料3参照）

横浜保育室事業実施要綱第17条及び取扱要領第16で定める繰越金については、上記（1）の費用に充てることができます。また、整備費用についても繰越金を充てることができます。

繰越金を目的外で取り崩して使用する場合には、横浜保育室事業実施要領第16（4）に基づき、協議を各区役所と行ってください。

(3) 認可保育所開所後の運営費について

現行制度における運営費については、用途が制限されており、目的外使用（弾力運用）が認められた場合を除き、保育所の建物賃借料等に充当することはできません（保育所委託費の弾力運用については、資料5をご参照ください）。

(4) 弾力運用での借入金の償還について

委託費の弾力運用での借入金（利息部分を含む）の償還の範囲は独立行政法人、公益法人及び民間金融機関等、他法人からの経費の借り入れに係る償還に限りです。

## 12 保育内容等について

横浜保育室で実施している保育内容から大きく変更をする場合には、保護者の同意を得ることが必要です。変更内容については、事前にこども施設整備課にご相談ください。

### (1) 保育時間（開所時間）

月曜日から土曜日まで、11時間以上を基本とします。

### (2) 休園日

休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間とします。ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではありません。休日保育を実施する場合、法人都合による事業の休止は認められません。

### (3) 定員

地域の保育ニーズに応じた定員設定について、横浜市と協議の上、「持ち上がり」以外の1・2・3歳児の入所枠を多く設けられるような定員構成を検討してください。

保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

また、地域のニーズに応じて、2・3歳児の定員の差を十分確保し、近隣の小規模保育事業との連携を積極的に行うようにしてください。

なお、開所までの期間は既存小規模保育事業との連携締結は不可とします。

また、開所後を条件付けに連携締結をする場合であっても、横浜市と協議の上、検討・設定して頂くため、事前に担当までご連絡ください。

地域の保育ニーズに応じた年齢別児童の受入、又は定員外入所（入所の円滑化）については、横浜市と

の協議に応じていただきます。

なお、現在の横浜保育室より定員を増員する場合は、保育上の工夫などを計画に盛り込んでください。

#### (4) 保育内容

職員体制を確保したうえで、開所した年の12月までに一時保育、障害児保育を実施してください。産休明け保育及び休日保育については、地域の保育ニーズに応じて実施してください。

#### (5) 費用負担

延長保育料、実費徴収（幼児の主食代、延長保育の実施に伴う夕食代・おやつ代等）以外の費用負担を保護者に求めることはできません。

#### (6) 第三者評価・自己評価

福祉サービスの第三者評価を施設開所後3年以内に受審し、結果を公表していただきます。保育士及び保育所の自己評価は、少なくとも1年に1回は実施し、保育所の自己評価は必ず結果を公表してください。また、開所後の運営について横浜市の指導を受けた場合は従っていただきます。

#### (7) 地域子育て支援事業

育児講座の開催や施設（保育室、遊戯室、園庭等）開放等の地域子育て支援に関する取組に対して、補助金制度を設けておりますので、積極的に展開いただきますよう、お願いいたします。

### 13 保護者等への説明について

#### (1) 横浜保育室利用者への説明について

本事業の申請に際し、事前に運営委員会及び保護者会への説明を行い、次の内容について同意を得てください。

ア 横浜保育室の廃止に関すること

イ 認可移行事業に申し込むこと

(ア) 優先入所に関すること（資料7参照）

(イ) 整備計画に関すること（移転先、定員等）

(ウ) 運営に関すること（開所時間、保育サービス、認可保育所の利用料等）

#### (2) 現在の横浜保育室入所児童の取扱いについて

横浜保育室が、認可保育所・認定こども園・小規模保育事業などの給付対象施設へ移行する場合、横浜市が子ども・子育て支援新制度に伴う施設移行であると認めた場合、当該横浜保育室を利用している児童に対して、移行先の給付対象施設に、利用調整を経ず、他の申込児童に優先して入所できる取扱いとします。

この取扱いは、現に横浜保育室を利用している児童について、継続的な保育環境を確保することで、認可保育所移行に対する保護者の理解を得やすくし、移行を円滑に進めることを目的とするものです。横浜保育室から認可保育所への移行を促進し、子ども・子育て支援新制度の下での保育提供体制の充実を図る趣旨であり、特例的な取扱いとして時限的に実施します。

※詳細は、資料7をご確認ください。

#### (3) 横浜保育室事業廃止に伴う事前協議について

横浜保育室の事業廃止にあたっては、横浜保育室事業実施要綱第19条において原則1か年以上前まで

に区長と協議を行うこととしています。本事業に申請することについて事前に運営委員会及び利用者へ説明を行い、速やかに利用者から同意を得てください。その上で廃止協議を区役所と行ってください。

なお、(2)の「横浜保育室入所児童優先入所の取扱い」を受ける場合には、認可保育所開所後の保育料についても資料8を参考に説明を実施し、利用者から同意を得てください。

## 14 近隣対応について（事業申請時に詳しくご説明させていただきます）

保育所整備に伴う近隣対応は、応募法人の責務です。

保育所の整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会等）の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。

また、説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告いただきます。

近隣要望等については、応募法人の責任において、誠意を持って対応してください。

### （1）申請段階

整備予定地の各区役所こども家庭支援課に相談の上、自治会町内会長及び近隣住民（特に隣接する住民）等に対し、申請前に必ず「保育所設置について申請を行う」旨の説明をすること。

### （2）採択後

保育所整備について選定された後、速やかに地元自治会町内会、近隣住民の方々に整備計画や運営等について説明すること。

その際、保護者の送迎時の対応や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等について必要な説明を行うこと。

近隣に保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対して整備計画や運営等について説明すること。

また、近隣公園を新たに利用する場合は、近隣住民等へ工事スケジュール等について説明すること。

### （3）工事説明

工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明すること。

### （4）その他

近隣住民への説明については、速やかに行うこととし、施設の設計や工事の実施にあたっては、近隣住民からの要望を汲み取り、整備・運営事業者の責任において解決を図るよう努めること。また、本市から指示があった場合は戸別訪問または説明会、あるいはその両方を行い、ポスティング等に留めないこと。

## 15 連携施設の設定について（乳児認可保育所が対象）

認可乳児保育所では、利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように連携施設を確保しなければなりません。近隣の認可保育所、幼稚園（横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）実施園）、認定こども園と次の内容について協定書を結ぶ必要があります。

### （1）連携施設の役割

ア 保育内容の支援

互いの施設の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放する、集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定などを行っていただきます。

#### イ 卒園後の受け皿の設定

原則として開所日までに、利用児童（2歳児）の卒園後の受け皿となる施設を確保しなければなりません。

## (2) 連携先施設

ア 認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかと締結することが可能です。

イ 連携施設の設定には、保育・教育理念や運営方針等確認しておくことが重要です。

## 16 留意事項

- (1) 事業採択後から認可保育所の開所までの間に、不正な行為や条件違反があった場合は、市は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。
- (2) 整備後に補助金の対象となった個所の取り壊し又は加算を受けた事業の廃止等を行った際は、経過年数によって補助金の返還が必要になる場合があります。
- (3) 事業計画書の内容のとおり事業を進めてください。また、当該事業募集要項で提示した内容を遵守してください。  
なお、事業推進にあたって、疑義及び事業計画に変更が生じる見込みのある場合は、あらかじめ横浜市と協議してください。募集要項に反するなどして良好な保育所運営がなされない場合は、補助金の返還を求め、保育所給付費等の一部を減額する場合があります。
- (4) 本事業の申請にあわせて、横浜保育室事業実施要綱第8条（4）イで定める設備助成費を申請することはできません。
- (5) 保育事業で使用する物件（土地・建物）について、保育事業者が所有者となるものに根抵当権を設定することはできません。
- (6) 横浜保育室を改修して移行する場合において、仮設園舎を設けずに改修工事を行う際は、たとえ軽微な工事であっても、休日の工事実施とするなど、園児の安全を第一に考えた工事工程としてください。  
なお、改修工事の期間においても、横浜保育室事業実施要綱第5条に適合するようにしてください。
- (7) 本市の情報公開制度に基づき、応募者が市に提出した書類及び審査結果等（個人情報及び内部管理情報等を除く）を公開する場合があります。
- (8) 各法人の消費税の扱いにより、補助金の一部の返還を求める場合があります（横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱第21条参照）。
- (9) 施設長及び保育者を対象とした開所前説明会を、令和7年2月から3月に開催する予定ですので、ご参加ください。
- (10) 施設長予定者や運営法人の管理責任者については、本市が開催する組織マネジメント等講習を受講していただきます（詳細は別途通知します）。
- (11) こどもの人権を守るために、見通しのよい配置計画とすることや施設の状況に応じたパーテーション、簡易更衣室、カメラの設置等の工夫を行ってください。
- (12) 街づくり協議地区等について、事前に関係機関等と協議した上で整備してください。
- (13) 整備計画地の周辺に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条にあたる営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があり、当該施設とトラブルになることも考えられ

ます。この場合は申請を受理できないこともありますので、予め充分なご確認をお願いいたします。

(参考法令等) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令条例 (神奈川県)

- (14) 土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域(以下「レッドゾーン」という)については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれと考えられるため、神奈川県が順次、市全域で区域指定する予定です。このため、レッドゾーンについては、原則として新たな整備計画地とすることはできません。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)については、レッドゾーンに指定された場合、建築物の安全対策や移転などが必要になる可能性があります。

整備計画地がレッドゾーンなどに該当していないか、神奈川県土砂災害情報ポータルなどで、必ずご確認をお願いいたします。

(参考法令等)

・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)

・神奈川県土砂災害情報ポータル

<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

・横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

- (15) 建設市況等の影響による、人材・資材(特に鉄骨部材)への需給状況を十分に考慮した合理的な設計と、確実な調達先の確保等、整備計画に支障のない計画とし、開所時期に遅れが生じないようにご注意ください。
- (16) 整備計画地に、都市計画道路など、市等で進める他の事業計画がある場合、申請を受理できない場合があります。ご確認のうえ、該当する場合は事前にご相談ください。
- (17) 採択後、各種手続きについて市が提示する期限を遵守してください。
- (18) 横浜市の行う指示・指導に対して、誠実に対応してください。

## 17 面接について

申請案件ごとに面接を実施いたしますので、ご予約いただきますようお願いいたします。

### (1) 日時(予定)

2月下旬～3月中旬

※詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。

※日時はこちらで決めさせていただきますので、ご了承ください。

### (2) 場所

横浜市庁舎(別途ご案内します)

### (3) 出席者

ア 法人代表 法人役員による代行可

イ 施設長予定者 必須

ウ 主任保育士 施設長予定者が、「5施設長予定者について(1)要件イ」に該当の場合

### (4) 面接の内容について

- ア 法人や園の運営に関すること
- イ 申請書に記載された内容に関すること
- ウ 施設長としての適格性に関すること ほか

## (5) 選考について

補助対象法人(物件)は保育需要、事業計画、組織体制、運営状況等を総合的に審査して選定します。

評価項目	評価細目	
1 法人の体制	(1) 法人所在地 (2) 法人の財務状況 (3) 監査結果及び改善の状況	
2 既存施設の運営状況	(1) 職員構成 (2) 事業実績 (3) 監査結果及び改善の状況 (4) 運営内容の評価等	
3 資金計画	(1) 資金の確保状況 (2) 償還計画の確実性	
4 整備計画(ハード)	(1) 交通アクセス (2) 保育室の階層 (3) 周辺環境 (4) 屋外遊戯場の確保状況 (5) 休憩室の設置状況	
5 整備計画(ソフト)	(1) 施設長の経験・経歴 (2) 施設長の継続予見性 (3) 主任保育士 (4) 事業計画 (5) 保育の効率化	
6 整備予定地、計画定員	(1) 周辺の待機児童の状況 (2) 定員構成・定員増	
7 面接 (法人代表者及び施設長予定者)	(1) 保育方針・施設運営の方針	保育理念、指針・要領等の理解度 等
	(2) 人材確保・育成方針、キャリアパス	人材確保策、施設長・保育士等に対する人材育成の考えと具体案 等
	(3) 地域対応・交流、苦情解決、保護者対応	地域対応・交流の考え方、苦情等の対応と責任 等
	(4) 安全対策、防犯対策、事故時等の対応	事件・事故発生時における対応の理解度及び施設管理の考え方 等
	(5) サポート体制・能力	法人のサポート体制及び施設長としての資質(責任性、コミュニケーション力、熱意 等)



## (6) 選考結果の通知について

選考結果は、令和6年4月上旬に、申請者あてに書面で通知します。

※選定された法人は、すみやかに設計作業等に着手してください。

## (7) その他

- ア 申請する物件については、必ず現地を確認してください。確認の際は、近隣住民の迷惑とならないようご注意ください。
- イ 申請した施設長予定者の法人側の事情による変更は、原則として認めません。
- ウ 今回提出していただく「申込書」は返却いたしません（本事業の目的以外には使用しません）。
- エ 審査にあたっては、追加資料を提出していただくことがあります。
- オ 設置者が現在運営している施設について、市が現地調査を行うことがあります。
- ◆ 事業採択後に、保育所整備・運営にあたっての条件を追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

## 18 ダウンロードアドレス一覧

### (1) 様式ダウンロード

「事業申込書」「添付書類」等

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/ninkaiko/>

### (2) 参考

- 「保育所整備の手引き」  
保育所整備にあたっての基本的な事項について記載されています。  
（「横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱」や「厚生労働省通知（抜粋）」等を掲載しています）  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibinotebiki.html>
- 「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」、「契約の手引き」、「施設整備監査の手引き」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html>
- 「横浜市建築局所管工事揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定マニュアル」  
[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/syorui.files/0010\\_20181026.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/syorui.files/0010_20181026.pdf)

## 19 資料

- 資料1 事前申込書の提出について
- 資料2 事業申込から保育所開園までのスケジュール（例示）
- 資料3 認可移行する横浜保育室の会計処理について
- 資料4 年間事業費の目安額（令和6年度 保育所事業費概算）
- 資料5 保育所委託費の弾力運用について
- 資料6 保育所運営費弾力運用（通知）
- 資料7 給付対象施設・事業への移行にかかる優先入所について
- 資料8 令和5年度子ども・子育て支援新制度利用料（保育料）（参考）
- 資料9 かながわ保育士・保育所支援センターのご案内
- 資料10 保育所等の情報紹介サイト「えんみっけ！」のご案内
- 資料11 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業 令和6年度のご案内
- 資料12 年度限定ご案内
- 資料13 横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について
- 資料14 設計・施工時の留意事項について
- 資料15 横浜市補助金を活用し、建設工事を実施する事業者のみなさまへ

### 木材の積極的な活用をお願いします

本市では「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、民間建築物の整備主体に対しても木材利用について可能な限り下記の取り組みをお願いします。

#### 1. 木造化

施設の設置基準など木造化が適当でないと認められる場合を除き、積極的に木造化を検討してください。

#### 2. 木質化

利用者の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に内装等の木質化を可能な限り行ってください。

#### 3 県産木材等の利用

木造化及び内装等の木質化に当たっては、可能な限り県産木材及び地域材（関東甲信地方に属する都県及び静岡県で生産された木材）の利用に努めてください。

※県産木材及び地域材の利用が困難な場合は、原則として国産材を利用してください。

[URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/mokuzai/mokuzaihoushin.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/mokuzai/mokuzaihoushin.html)